

一般社団法人電線総合技術センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本センターは、一般社団法人電線総合技術センター（英文名 Japan Electric Cable Technology Center。略称「JECTEC」）と称する。

(事務所)

第2条 本センターは、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

2 本センターは、理事会の決議により、支部を必要な地におくことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 本センターは、電線、ケーブルに関する調査、研究及び開発、試験、検査及び認証の実施、技術分野等における人材育成等の事業を行うことにより、我が国の電線、ケーブルの技術及び品質の向上に努めるとともに、都市機能の高度化や資源、環境問題の進展といった新しい技術的課題に適確に対処し、もって我が国産業社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電線、ケーブルに関する調査、研究及び開発
 - (2) 電線、ケーブルに関する試験、検査及び認証の実施
 - (3) 電線、ケーブルに関する内外関係機関等との交流及び協力
 - (4) 電線、ケーブルに関する技術分野等における人材育成
 - (5) 電線、ケーブルに関するデータベースの活用推進
 - (6) 電線、ケーブルに関する情報の収集及び提供
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本センターの目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本センターの会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、電線、ケーブル製造業及びその関連事業を営む法人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

3 賛助会員は、本センターの目的に賛同し、その事業に協力しようとする者とする。

(入 会)

第6条 本センターの会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として1名の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに理事会において別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める規則に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める規則に基づき賛助会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員が本センターを退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 法人又は団体が解散、又は破産したとき。
 - (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本センターの定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本センターの名誉を毀損し、又は本センターの目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本センターに対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第12条 総会は、法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、法令に別段の定めのある場合を除き、あらかじめ通知した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

第13条 本センターの総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要のある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるときは、当該総会において議長を選出する。

(定足数)

第16条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第17条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、出席した正会員の過半数の同意でこれを決する。

(書面議決等)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により、又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の正会員又は代理人は、総会ごとに代理権を証する書面又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第16条及び前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第20条 本センターに、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上11名以内

(2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、3名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては6名、監事にあつては1名を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副会長、専務理事及び常務理事各1名を選定することができる。

5 監事は、本センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本センターを代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して、業務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を執行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担執行する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第24条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選出された役員は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第20条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了の後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本センターの事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本センターとの取引

(3) 本センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本センターとその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第28条 本センターは、役員は、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第29条 本センターに顧問5人以内及び参与5人以内を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本センターに功労のあった者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、会長から諮問された事項について、参考意見を述べる。

4 参与は、理事会から諮問された事項について、参考意見を述べる。

5 顧問及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(設置)

第30条 本センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他本センターの業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第28条の責任の免除

(開催)

第32条 理事会は、毎事業年度2回開催するほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会長に対して目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法人法第101条の規定により、監事から会長に対して理事会の招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、前条第3号により会長以外の理事が招集する場合又は前条第4号後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決によるところとする。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第6項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事（会長）及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の管理及び運用)

第40条 本センターの資産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める規則によるものとする。

(事業年度)

第41条 本センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本センターの事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 本センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書）並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において承認を得るものとする。

(剰余金)

第44条 本センターは、剰余金の分配は行うことができない。

(長期借入金及び重要な資産の処分又は譲り受け)

第45条 本センターが資金を借入しようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。重要な資産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、同様とする。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第47条 本センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第48条 本センターが清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本センターの公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない理由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(委員会)

第50条 本センターの事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任及び解任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第51条 本センターに、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、センター長及び所要の職員を置く。
- 3 センター長は、会長が理事会の承認を得て任免し、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付書類及び帳簿)

第52条 本センターは、法令及びこの定款の定めるところにより、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
- (4) 事業報告及び計算書類
- (5) 監査報告
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

(委任)

第53条 この定款によるもののほか、本センターの運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本センターの最初の代表理事（会長）は、松浦虔士とする。